

第4編

南海トラフ地震防災対策推進計画 編

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域において、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域

法第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域という。」）として指定された区域は次のとおり。

【令和7年7月2日 内閣府告示第107号】 長崎市、佐世保市、諫早市、平戸市、西海市、五島市、雲仙市、新上五島町

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は

業務の大綱

本市の地域に係る南海トラフ地震防災に関し、本市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、本市の区域内の指定公共機関、指定地方公共機関及び本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第1章第6節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

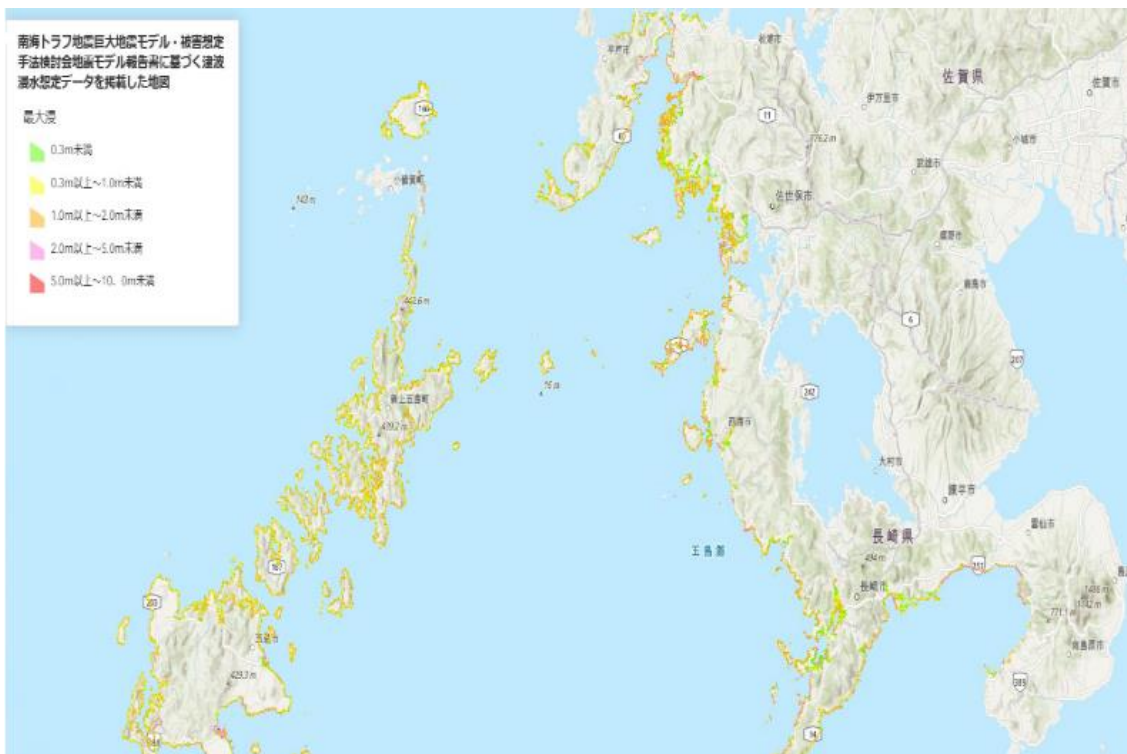
第4節 南海トラフ地震の想定

1 想定地震及び津波の概要

国の南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会において、平成24年の報告以降に得られた科学的な調査・研修成果に基づく、最新の知見を踏まえて、地震モデルや推計手法等の見直しの検討を行い、最大クラスの地震、津波高、推進区域等のデータが、令和7年3月31日に公表された。

各市町の震度、津波高、津波到着時間、浸水面積の一覧

市町名	震 度		最大津波高【m】		津波到達時間【分】		浸水面積【ha】	
	(推進地域項目)		(推進地域項目)		(1.0m)		(30cm)	
	H24	R6	H24	R6	H24	R6	H24	R6
長崎市	5弱	5弱	4	4	148	141	390	500
佐世保市	4	4	4	4	182	173	270	330
島原市	5弱	5弱	—	—	—	—	—	—
諫早市	5強	5弱	3	4	165	152	30	30
大村市	5弱	5弱	—	—	—	—	—	—
平戸市	4	4	3	3	189	186	100	120
松浦市	4	4	—	—	—	—	10未満	10未満
対馬市	4	4	—	—	—	—	—	—
壱岐市	4	4	—	—	—	—	—	—
五島市	4	4	4	4	127	127	300	390
西海市	5弱	4	4	4	150	150	130	180
雲仙市	5強	5弱	3	4	163	161	20	20
南島原市	5強	5強	3	3	—	—	30	100
長与町	4	4	—	—	—	—	—	—
時津町	4	4	—	—	—	—	—	—
東彼杵町	4	4	—	—	—	—	—	—
川棚町	4	4	—	—	—	—	—	—
波佐見町	4	4	—	—	—	—	—	—
小値賀町	4	4	3	3	—	—	70	70
佐々町	4	4	—	—	—	—	—	—
新上五島町	4	4	3	3	147	146	190	210



2 被害想定

想定される最新ハザードを対象にし、最新の知見に基づく手法や地形データの更新、建物の耐震化等の現在の状況等を踏まえ、被害想定を見直し、そのデータが、令和7年3月31日に公表された。

長崎県で被害が最大となる場合の想定

※すべて約数です。

	種別	単位	数量	平成24年報告	備考(※令和7年公表データについて)
建物被害	全壊・焼失	棟	700	400	津波700, 液状化10
	半壊	棟	6,300	—	揺れ10, 液状化40, 津波6,200
人的被害	死者数	人	500	80	早期避難率が低い場合
	負傷者数	人	200	40	建物倒壊10, 津波200
	要救助者	人	1,100	400	津波によるもの。早期避難率が低い場合
避難者数	1日後	人	29,000	18,000	
	1週間後	人	9,200	1,900	
	1か月後	人	7,600	1,800	
断水人口	1日後	人	2,200	1,800	
	1週間後	人	700	600	
	1か月後	人	0	0	
下水道支障人口	1日後	人	25,000	4,200	
	1週間後	人	20,000	3,200	
	1か月後	人	3,000	500	
停電件数	1日後	軒	270,000	700	
	4日後	軒	3,700	700	
	1週間後	軒	3,700	700	

3 時間差発生 of 想定

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震、安政南海地震は約32時間の間隔を置いて地震が発生し、1944年の昭和東南海地震、1946年の昭和南海地震は約2年間の間隔を置いて地震が発生している。このため、市は、南海トラフ沿いにおいて地震が時間差で発生する可能性があることを踏まえ、時間差を置いた複数の地震発生への対応を検討する必要がある。

第2章 南海トラフ地震発生時の活動体制の確立

第1節 活動体制の確立

市は、南海トラフ地震が発生した場合、第1編第3章第1節「組織計画」及び第2節「動員配備計画」の定めるところにより、直ちに体制を確立し、災害応急対策を実施する。

第2節 情報伝達体制の確立

南海トラフ地震発生時は、第2編第3章第7節「地震・津波情報等伝達計画」の定めるところにより、直ちに情報伝達体制を確立し、被災情報の収集に着手するとともに、その実態を的確に把握・評価し、災害応急対策に反映する。

第3章 関係者等の連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

被災者に対して行う食料その他の生活必需品については、第1編第3章第20節「食料供給計画」、第21節「衣料品及び生活必需品供給計画」を準用する。

2 人員の配備

第1編第3章第1節「組織計画」及び第2節「動員配備計画」を準用する。

第2節 他機関に対する応援要請

市が、災害応急対策の実施のため必要な協力を得るための応援要請については、第1編第3章第3節「自衛隊派遣要請計画」及び第5節「広域応援活動」を準用する。

第3節 帰宅困難者への対応

帰宅困難者への対応については、第1編第3章第17節「避難計画」を準用する。

第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

南海トラフ地震の津波からの防護については、第2編第2章第8節「防災都市地域づくり計画」及び第9節「地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画」を準用する。

第2節 津波に関する情報の伝達等

南海トラフ地震発生時の情報伝達については、第2編第3章第7節「地震・津波情報等伝達計画」を準用する。

第3節 避難対策等

南海トラフ地震発生時の避難対策等については、第2編第2章第1節「防災知識普及計画」及び第12節「都市災害予防計画」並びに第2編第3章第16節「避難計画」を準用する。

第4節 消防機関等の活動

南海トラフ地震発生時の消防機関等の活動については、第1編第3章第14節「消防活動計画」及び第2編第3章第11節「災害の拡大防止活動」を準用する。

第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

南海トラフ地震発生時の市（環境水道部）の活動については、第1編第3章第34節「上下水道施設災害応急対策計画」を準用する。

2 電気

次に定める以外の事項については、第1編第3章第32節「電力施設災害応急対策計画」を準用する。

電気事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波計補遺等の伝達や夜間の退避時の照明の確保等が重要であることから、電力供給のための体制確保等の必要な措置を講じるとともに、火災等二次被害防止に必要な利用者によるブレーカーの解放等の措置に関する広報を実施する。

また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するため、県が、国と調整し、決定した電源車等の配備先に対して、電気事業者は電源車の配備につとめるものとする。

3 ガス

南海トラフ地震発生時のガス事業者の活動については、第1編第3章第33節「ガス施設災害応急対策計画」を準用する。

4 通信

南海トラフ地震発生時の電気通信事業者の活動については、第1編第3章第8節「通信施設利用計画」及び第35節「公衆電気通信災害応急対策計画」を準用する。

5 放送

南海トラフ地震発生時の放送事業者の活動については、第2編第3章第7節「地震・津波情報等伝達計画」を準用する。

第6節 交通対策

1 道路

南海トラフ地震発生時の道路の交通安全対策については、第1編第3章第30節「交通応急対策計画」を準用する。

2 海上

南海トラフ地震発生時の海上交通の安全対策については、第1編第3章第30節「交通応急対策計画」及び第37節「海上災害応急対策計画」を準用する。

3 鉄道

南海トラフ地震発生時の鉄道の安全対策については、第1編第3章第36節「鉄道施設災害応急対策計画」を準用する。

4 乗客等の避難誘導

南海トラフ地震発生時の海上交通の安全対策については、第1編第3章第30節「交通応急対策計画」及び第37節「海上災害応急対策計画」を準用する。

又、鉄道の安全対策については、第1編第3章第36節「鉄道施設災害応急対策計画」を準用する。

第7節 市自らが管理等を行う施設等に関する対策

南海トラフ地震発生時の災害応急対策については、第1編第3章第39節「公共土木施設災害応急対策計画」を準用する。

第8節 市自らが管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する事項

南海トラフ地震防災対策推進基本計画第6章に基づき、適切に定める。

第9節 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

南海トラフ地震発生時の消防機関の活動については、第2編第3章11節「災害の拡大防止活動」を準用する。

2 緊急消防防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

南海トラフ地震発生時の緊急消防防援助隊の活動については、第1編第3章第5節「広域応援活動」を準用する。

3 実働部隊の救助活動における連携の推進

南海トラフ地震発生時の救助活動については、第1編第3章第5節「広域援助活動」を準用する。

第10節 地震防災上、緊急に整備すべき施設に関する事項

南海トラフ地震の防災対策にあたり、緊急に整備すべき施設に関する事項については、第2編第2章第8節「防災都市・地域づくり計画」及び第9節「地震防災緊急事業五箇年計画」を準用する。

第5章 時間差発生等に備えた対応

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

1 情報連絡体制の確保

気象庁から発表される情報の収集・伝達、連絡調整のため、防災安全課職員による、情報連絡体制を確保する。

2 広報

（1）内容及び手段

市は、市ホームページ、インターネットなどの多様な手段により、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容を周知する。

（2）留意事項

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、沿岸部に津波警報等発令され、住民等の避難等が実施されている場合があることに留意する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の

対応（巨大地震警戒対応）

1 災害警戒本部の設置

後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、災害警戒本部を設置する。
災害警戒本部の設置については、第1編第3章第1節「組織計画」及び第2節「動員配備計画」を準用する。

2 災害応急対策の実施状況等の情報収集・伝達

（1）県（国）からの警戒する措置をとるべき旨の指示の伝達

市は、県（国）からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合、

第4編—第5章 時間差発生等に備えた対応

第2編第3章第7節「地震・津波情報等伝達計画」を準用し、伝達する。

- ・防災関係機関相互での伝達を行う。
- ・地域住民等に対して伝達し、具体的などるべき行動を併せて示す。
- ・地域住民等に冷静な対応を呼びかけ、臨時情報や交通、ライフライン、生活関連情報等の地域住民に密接に関連する事項を周知する。
- ・災害警戒本部等必要な会議体を設置する。
- ・地域住民からの問い合わせに対応できるよう窓口等の体制を整備する。

(2) 災害応急対策の実施状況等の情報収集

市は、第2編第3章第7節「地震・津波情報等伝達計画」に準じて、災害応急対策、その他の臨時情報が発表されたあとの諸般の状況を具体的に把握し、必要な対応を伝達する。

(3) 被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、すでに発生している被害情報の収集・伝達については、第2編第3章第7節「地震・津波情報等伝達計画」を準用する。

3 広報等

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の広報

市は、地域住民等に冷静な対応を呼び掛けるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等の地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。周知の手段については、市ホームページ及びインターネット等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施する。この場合において、自主防災組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いる。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。また、地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、窓口等の体制を整備するよう努める。

(2) 災害応急対策の実施状況等に係る広報

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、各種の情報収集に努める。

4 巨大地震警戒対応の期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

5 関係機関等のとるべき措置

(1) 消防機関等

- ① 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達などの対策を講ずる。
- ② 市の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、県から必要な支援を受ける。

(2) 警備対策

県警察は、犯罪及び混乱の防止等に関して講ずる措置につき、次の事項を重点とし、その対策を、今後の詳細な被害想定の結果を踏まえ、検討するものとする。

- ・ 正確な情報の収集及び伝達
- ・ 不法事案等の予防及び取締り
- ・ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(3) 上下水道、電気、ガス、通信、放送機関

① 上下水道

市（環境水道部）は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策の実施をはじめとする全ての活動の基礎となるべきものであることから飲料水の供給の継続を確保することが不可欠である。このため、必要な飲料水を供給する体制を確保する。

② 電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、電気の供給が災害応急対策の実施をはじめとする全ての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給を継続することが不可欠である。このため、電気事業者は、電力を供給するために必要な体制を確保するものとする。

③ ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとする。このため、ガス事業者は、ガスを供給するために必要な体制を確保するものとする。また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置をとるものとし、その実施体制を定めるものとする。

④ 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎の通信を確保することが不可欠である。このため、電気通信事業者は、通信の確保に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言ダイヤル等の安否確認に利用されるサービスの運用等、必要な措置に努める。

⑤ 放送

放送事業者は、同情報等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意するものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

(4) 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

(5) 交通対策

①道路

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、住民等に周知するものとし、その内容については、今後の詳細な被害想定を踏まえ検討する。

イ 市は、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策の情報について、あらかじめ、情報提供するものとしその方法については、今後の詳細な被害想定を踏まえ検討する。

②海上

海上保安部は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意するものとし、今後の詳細な被害想定を踏まえ、検討するものとする。この場合においては、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮するものとする。

③鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、今後の詳細な被害想定を踏まえ、必要な対策を講じるものとする。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表に備え、当該情報が発表された場合の運航規則、避難誘導計画等の情報について、あらかじめ情報提供を行うものとする。

6 市自らが管理等を行う施設等に関する対策

(1) 道路

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる道路管理上の措置について、今後の詳細な被害想定の結果を踏まえ、検討する。この場合において、市は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が高いと予想されるものに留意する。

(2) 河川、海岸、港湾、漁港施設

市は、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は、閉鎖等津波の発生に備えて講ずるべき措置について、今後の詳細な被害想定の結果を踏まえ、検討する。

(3) 庁舎等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、今後の詳細な被害想定の結果を踏まえ、検討し、その機能を果たすため、必要な措置を講ずる。この場合において、市は、非常用発電装置の準備、非常用通信手段の確保、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制について、今後の詳細な被害想定の結果を踏まえ、検討する。また、各施設につて、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所及び実施体制について、今後の詳細な被害想定の結果を踏まえ、検討する。

(4) 工事中の建築物等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建物その他工作物又は施設について安全確保上実施すべき、必要な措置についての方針を、今後の詳細な被害想定を踏まえ、検討する。

7 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策について、今後の詳細な被害想定を踏まえ、関係機関と協議し、実施する。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の

対応（巨大地震注意対応）

1 災害警戒本部の設置

後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、災害警戒本部を設置する。
災害警戒本部の設置については、第1編第3章第1節「組織計画」及び第2節「動員配備計画」を準用する。

2 災害応急対策の実施状況等の情報収集・伝達

（1）県（国）からの警戒する措置をとるべき旨の指示の伝達

市は、県（国）からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合、第2編第3章第7節「地震・津波情報等伝達計画」を準用し、指示等を伝達する。

- ・防災関係機関相互での伝達を行う。
- ・地域住民等に対して伝達し、具体的にとるべき行動を併せて示す。
- ・地域住民等に冷静な対応を呼びかけ、臨時情報や交通、ライフライン、生活関連情報等の地域住民に密接に関連する事項を周知する。
- ・災害に関する会議体を設置する。

（2）災害応急対策実施状況等の情報収集

市は、第2編第3章第7節「地震・津波情報等伝達計画」に準じて、災害応急対策の実施状況を報告する。

（3）被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、すでに発生している被害情報の収集・伝達については、第2編第3章第7節「地震・津波情報等伝達計画」を準用する。

3 広報等

（1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の広報

市は、地域住民等に冷静な対応を呼び掛けるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、

第4編－第5章 時間差発生等に備えた対応

生活関連情報等の地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。周知手段については、市ホームページ及びインターネット等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施する。この場合において、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いる。

4 巨大地震注意対応の期間等

(1) 地震が発生したケースの期間

太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除き、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表対象となる地震）が発生したケースにおける市の巨大地震注意対応の期間は、1週間とする。

(2) ゆっくりすべりが観測されたケースの期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースにおける市の巨大地震注意対応の期間は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間とする。

第6章 防災訓練計画

市は、大規模な地震を想定した防災訓練を、今後の詳細な被害想定を踏まえ、年1回以上実施するよう努める。その際、津波警報等又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施することをあわせて検討する。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

1 市の職員に対する教育

市は、その職員等に対して、今後の詳細な被害想定の結果を踏まえ、その結果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施する。この教育の内容には、少なくとも次の事項を含める。

- ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- ・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・地震及び津波に関する一般的な知識
- ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- ・南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ・南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 住民への広報

市は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難をはじめとして、県（国）からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう教育・広報に努める。この教育・広報の内容には、少なくとも次の事項を含める。

- ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- ・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・地震及び津波に関する一般的な知識
- ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動

第4編－第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

- ・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識・正確な情報の入手方法・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- ・各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ・地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り、1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ・住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- ・現地の地理に不案内な観光客等に対する避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。
- ・南海トラフ地震臨時情報の制度や発表時の防災対応について外国人に正しく理解してもらうことも重要であり、地震防災上必要な教育及び広報に当たり留意する。

